

1	令和6年度第1回千葉県農林公共事業評価審議会 次第	1
2	令和6年度千葉県農林公共事業評価審議会 委員名簿	2
3	令和6年11月18日付け農水第831号による諮問	3
4	千葉県行政組織条例（抜粋）	4
5	千葉県農林公共事業評価審議会運営等規程	6

令和6年度 第1回 千葉県農林公共事業評価審議会 次第

令和6年12月17日（火）午後1時30分から
於：千葉県森林会館 5階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）議事録署名人の選任

（2）審 議

【事後評価】

- | | | |
|-------------|----------|-------|
| ①〔農業農村整備事業〕 | 湛水防除事業 | 浄向川地区 |
| ②〔農業農村整備事業〕 | 地すべり対策事業 | 西条中地区 |
| ③〔農業農村整備事業〕 | 地すべり対策事業 | 鹿原地区 |
| ④〔治山事業〕 | 予防治山事業 | 水沢地区 |

（3）その他

4 閉 会

令和6年度第1回千葉県農林公共事業評価審議会 委員名簿

分 野	氏 名	備 考
農 業	かせ ゆみこ 加瀬 由美子	千葉県指導農業士
農業経済	おぐち こうた 小口 広太	千葉商科大学人間社会学部准教授
農業土木	すぎの ひろし 杉野 宏	特定非営利活動法人 ちば水土里支援パートナー理事長
畜 産	しおざわ ひでかず 塩 澤 英 一	一般社団法人日本養豚協会
林 業	あおやま さだよし 青 山 定 敬	日本大学生産工学部土木工学科教授

※ 敬称略

千葉県農林公共事業評価審議会 様

千葉県農林公共事業評価審議会による事業評価について（諮問）

千葉県行政組織条例第28条の規定により、下記事業の審議について諮問します。

令和6年11月18日

千葉県知事 熊谷 俊人

記

事後評価

番号	事業名	市町村名	地区名	着工年度～ 完了年度	経過年数
1	湛水防除事業	成田市 神崎町	浄向川	H21～H30	5年
2	地すべり対策事業	鴨川市	西条中	H22～H30	5年
3	地すべり対策事業	富津市	鹿原	H25～H30	5年
4	予防治山事業	市原市	水沢	H25～H30	5年

第四章 附属機関

(設置等)

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。(第二十八条 以下省略)

(組織等)

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

一部改正〔昭和三三年条例二五号・三九年三二号・六〇年三三号・平成一七年一三号・一九年一一号〕

(会長及び副会長)

第三十条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関(千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。)にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

一部改正〔昭和三九年条例三二号・平成一八年七号〕

(委員の任命等)

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和三九年条例三二号〕

(会議)

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉

県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号・平成一九年一一号〕

（第三十三条 省略）

（会議の運営等）

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号〕

（規則への委任）

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

一部改正〔昭和三十九年条例三二号〕

別表第二（抜粋）

附属機関名	担任する事務
千葉県農林公共事業評価審議会	知事の諮問に応じ、農業及び林業に係る公共事業の事前評価、再評価及び事後評価に関する事項について調査審議すること。
千葉県水産公共事業評価審議会	知事の諮問に応じ、水産業に係る公共事業の事前評価、再評価及び事後評価に関する事項について調査審議すること。

別表第三

附属機関名	組 織	構 成	定 数	任期
千葉県農林公共事業評価審議会	会長、委員	学識経験を有する者	五人以内	二年
千葉県水産公共事業評価審議会	会長、委員	学識経験を有する者	五人以内	二年

千葉県農林公共事業評価審議会運営等規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県農林公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営等に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 条例第28条第1項別表第2附属機関名の項担任する事務の欄に規定される用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事前評価 事業の計画段階において、事業着手の必要性及び妥当性を評価するものをいう。
- 二 再評価 事業採択後一定期間を経過した後も未着手である事業や、継続している事業の必要性及び妥当性を評価するものをいう。
- 三 事後評価 事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的な評価を行い、必要に応じてその結果を同種事業の調査、計画及び実施に反映させるものをいう。

(事業評価の対象事業)

第3条 事業評価の対象事業は、それぞれ次の各号に掲げる県が事業主体となる事業とする。

- 一 農業農村整備事業
 - 二 草地畜産基盤整備事業
 - 三 森林整備事業及び治山事業
- 2 前項の事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、対象事業から除くことができるものとする。
- 一 災害復旧等の緊急に実施する必要がある事業
 - 二 施設維持管理等（補修及び修繕を含む。）に係る事業

(関係者からの意見の聴取等)

第4条 会長は、必要と認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とするが、傍聴については、会長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めた場合は、傍聴人の入場の制限及び退場を命じることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会議に出席した委員の氏名
- 三 議事及び報告事項並びに議事の結果
- 四 議事録署名人の氏名
- 五 その他必要事項

2 会議の議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。

3 会長は、会議に出席した委員から議事録署名人を指名するものとする。

(事前評価の実施に関する事項)

第7条 事前評価を実施する事業は、第3条に規定する対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- 一 全体事業費が40億円以上の事業
- 二 その他知事が必要と認めた事業

2 事前評価を実施する時期は、事業の着手を予定している年度の予算要求を行おうとする前までに実施するものとする。

3 事前評価を実施する際は、次の各号の掲げる視点からこれを行うものとする。

- 一 県が実施する必要性
- 二 経済的・社会的効果
- 三 財政的負担等の見通し
- 四 環境に与える影響
- 五 総合的な評価
- 六 その他必要事項

4 事前評価の対応方針の決定手順は、次のとおりとする。

- 一 事前評価の対象事業を所掌する課（以下「事前評価事業所掌課」という。）は、事業概要及び別紙の自己評価調書等を作成するものとする。
- 二 事前評価事業所掌課は、前号の規定により作成した自己評価調書について、審議会の意見を聴くほか、県民からの意見の聴取を「ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）」に関する指針に基づき行うものとする。
- 三 知事は、審議会及び県民からの意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

5 知事は、事前評価の対応方針について、次の各号のとおり公表するものとする。

- 一 自己評価調書
- 二 対応方針
- 三 県民の意見に対する県の考え方

(再評価の実施に関する事項)

第8条 再評価を実施する事業は、第3条に規定する対象事業のうち、次の各号のいずれか

に該当する事業とする。

一 事業採択後、5年間を経過した後も未着手の事業

二 次のア〜ウに掲げる事業であって、事業採択後、ア〜ウに定める年数を経過した時点で継続中のもの

ア 農業農村整備事業 10年

ただし、計画変更を行った場合は、その時点から5年とする。

イ 草地畜産基盤整備事業 5年

ウ 森林整備事業及び治山事業 5年

三 社会情勢の急激な変化等により、再評価の必要性が生じた事業

2 再評価を実施する時期は、前項の規定による年数を経過した日の属する年度とし、それ以降の実施は5年間を経過することを実施する。ただし、当該年度内中に事業の完了が見込まれる場合は実施しない。

3 再評価を実施する際は、次の各号に掲げる視点からこれを行うものとする。

一 事業の進捗状況

二 受益者及び関係機関の意向

三 関連する事業の状況

四 事業計画の内容等

五 社会経済情勢の変化等

六 その他必要事項

4 再評価の対応方針の決定手順は、次のとおりとする。

一 再評価の対象事業を所掌する課（以下「再評価事業所掌課」という。）は、事業概要及び対応方針案等を作成するものとする。

二 再評価事業所掌課は、前号の規定により作成した再評価の対応方針案について、審議会の意見を聴くものとする。

三 知事は、審議会の意見を踏まえ、再評価の対応方針を決定するものとする。

5 知事は、前項の規定により決定した再評価の対応方針について、次の各号のとおり公表するものとする。

一 事業概要

二 対応方針

三 事業の見直し、休止及び中止の対応方針を決定する場合にあってはその事由等

（事後評価の実施に関する事項）

第9条 事後評価を実施する事業は、第3条に規定する対象事業のうち、当該事業が完了した年度（事業の最終予算年度）の翌年度から起算しておおむね5年を経過した事業から、事後評価の対象事業を所掌する課（以下「事後評価事業所掌課」という。）が選定する。ただし、ほ場整備に関する農業農村整備事業については、おおむね3年とする。

2 事後評価を実施する時期は、前項の規定による年数を経過した日の属する年度とする。

3 事後評価を実施する際は、次の各号の掲げる視点からこれを行うものとする。

一 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

二 事業効果の発現状況

- 三 事業により整備された施設の管理状況
- 四 事業実施による環境の変化
- 五 社会経済情勢の変化
- 六 今後の課題
- 七 その他必要事項

4 事後評価の決定手順は、次のとおりとする。

- 一 事後評価事業所掌課は、事業概要及び評価結果等を作成するものとする。
- 二 事後評価事業所掌課は、前号の規定により作成した評価結果について、審議会の意見を聴くものとする。
- 三 知事は、審議会の意見を踏まえ、事後評価の評価結果を決定するものとする。

5 知事は、前項の規定により決定した事後評価の評価結果について、次の各号のとおり公表するものとする。

- 一 事業概要
- 二 評価結果

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年12月25日から施行する
- 2 この規程の施行に伴い、「千葉県農林水産部所管公共事業評価実施要綱」は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年3月18日から施行する

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月10日から施行する

自己評価調書

事業名	
担当課名	

1. 事業の概要

(1)事業の目的	
(2)事業の内容	
①事業期間・時期	
②事業規模	
③事業費	
④事業位置	
(3)公益的指標・事業目的	
①効果指標	
②現状値	
③目標値	

2. 県が実施する必要性

(1)現状及び課題	
(2)上位政策及び全体計画との関連	
(3)優先度及び適時性	
(4)代替案との比較	

3. 経済的・社会的効果

(1)経済的効果	
(2)社会的効果	

4. 財政的負担等の見通し

--

5. 環境に与える影響

6. 総合的な評価

7. 参考資料等一覧